



藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

2020年（令和2年）3月

藤沢市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 藤沢市における小学校児童数の推移	2
6 藤沢市が取り組んできた子どもの居場所づくり	3
(1) 放課後児童クラブ	
(2) 地域子どもの家	
(3) 児童館	
(4) 青少年会館	
(5) 放課後子ども教室	
(6) 少年の森	
(7) 子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）	
(8) 子どもの生活支援事業	
(9) 地域の縁側事業	
第2章 放課後児童クラブについて	7
第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画	7
1 放課後児童クラブ整備計画の評価と課題	7
(1) 整備計画期間における整備の実績	
(2) 整備計画未達成の原因分析	
2 利用希望把握調査	9
(1) 藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果	
(2) 放課後児童クラブへのニーズと整備の必要性について	
3 条例基準，施設，定員	9
(1) 条例基準	
(2) 施設	
(3) 定員	
4 施設整備方針	11

(1) 整備手法	
(2) 整備主体	
(3) 利用区域	
(4) 障がい児等への対応	
(5) 施設規模	
5 施設整備の具体的計画	12
資料1 量の見込みと確保の内容	
資料2 小学校区別放課後児童クラブ整備予定数一覧	
資料3 放課後児童クラブ一覧表	
第3章 子どもの居場所について	17
1 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査	17
2 地域子どもの家・児童館について	17
(1) 地域子どもの家・児童館の現状	
(2) 運営上の課題	
(3) 今後の方向性	
(4) 地域子どもの家・児童館の新たな取組	
3 青少年会館について	25
(1) 青少年会館の現状	
(2) 運営上の課題	
(3) 今後の方向性	
4 放課後子ども教室について	27
(1) 放課後子ども教室の現状	
(2) 実施校拡大に向けた課題	
(3) 今後の方向性	
5 学習・生活支援事業について	32
(1) 生活困窮者自立支援事業	
(2) 子どもの学習・生活支援事業	
6 子どもの生活支援事業について	34
第4章 地域における多様な居場所について	35
1 地域の縁側との連携について	35

(1) 地域の縁側の現状	
(2) 主な支援内容	
(3) 地域の縁側の課題	
2 市民が主体の居場所事業との連携について	39
(1) 市民主体の居場所事業の現状	
(2) 今後の連携の方向性	
3 藤沢市青少年問題協議会提言書	41
(2015年度・2016年度(平成27年度・平成28年度))	
(1) 藤沢市青少年問題協議会の提言が出されるまでの経緯	
(2) 藤沢市青少年問題協議会の提言概要	

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

近年、情報通信環境の急速な発展や地域のつながりの希薄化等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、不登校やニート・引きこもりといった困難を有する子ども・若者への支援、児童虐待等子どもが被害者となる事件の発生、子どもの貧困問題等の諸課題が顕在化し、対応が求められています。

こうした状況の中、国においては2016年（平成28年）2月に「子ども・若者育成支援大綱」を策定して諸課題への対応にかかる方向性を示し、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現をめざしています。また、子どもたちの放課後については、2014年（平成26年）7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の児童への放課後支援の充実とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにする、総合的な放課後対策の必要性が示されました。

一方、藤沢市では2017年（平成29年）3月に藤沢市青少年問題協議会から「子どもたちの豊かな放課後を支援する～地域の大人が地域の子どもたちを育てる～」と題した提言書が提出され、就学児童を対象に地域人材を活用した「『豊かな』放課後」の居場所づくりのあり方に関する見識が示されています。

また、国では2018年（平成30年）7月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の計画的な整備について、改めて国から考え方が示されました。

これらを踏まえ、藤沢市における「子どもの居場所づくり」に関連する施策を体系化し、就学児童の居場所づくりを推進するため、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」における、放課後児童健全育成事業の量の見込みに対する確保方策として、放課後児童クラブの整備を具体的に推進するための「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」として策定します。それとともに、その他の子どもの居場所事業にかかる計画についても位

置づけ、「藤沢市子ども共育計画」を補完する計画とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に合わせて、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とします。

なお、本計画は各年度において進捗管理を行い、中間年を目安として必要に応じて計画の見直しを行うものとします。また見直しを行うにあたっては、子どもたちの視線に立ち、子どもたちがどのような居場所を必要としているか意見を聞き、計画に反映させていくことを検討します。

4 計画の対象

本計画の対象は、主に小学校就学期の児童とします。なお、「第4章 地域における多様な居場所について」では、他の年代の子どもを含めるものとします。

5 藤沢市における小学校児童数の推移

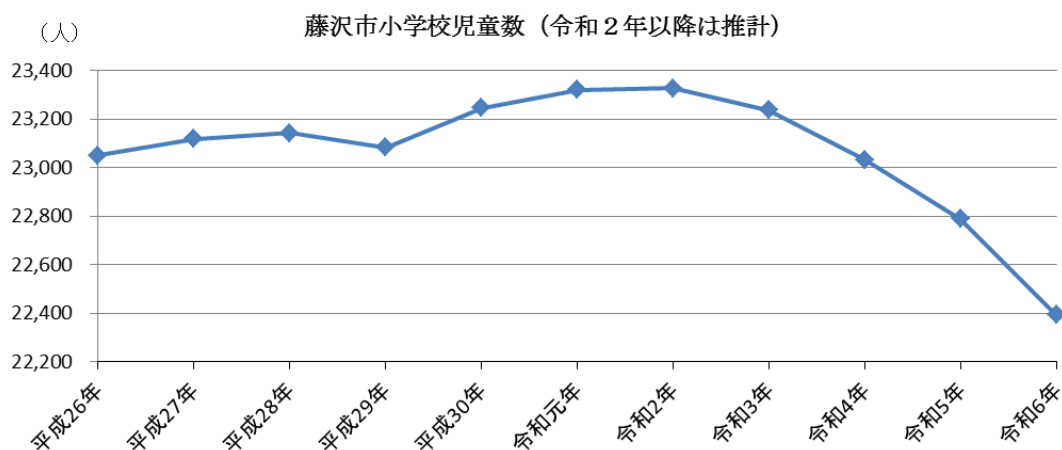
藤沢市における小学校児童数は2000年（平成12年）を境に増加傾向へと転じ、2019年（令和元年）までの20年間で、3,000人以上増えていきます。しかし、2020年（令和2年）をピークに、その後は減少していくと推計しています。

小学校児童数の推移（資料：学校基本調査） (人)

2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
23,051	23,118	23,142	23,083	23,246

小学校児童数推計（資料：藤沢市教育委員会2019年度（令和元年度）） (人)

2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
23,320	23,328	23,237	23,032	22,790	22,394



6 藤沢市が取り組んできた子どもの居場所づくり

（1）放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。2019年（平成31）年4月1日現在、6法人が運営する65か所の児童クラブに3,620人の児童が入所しています。

（2）地域子どもの家

地域子どもの家は、地域における子どもたちの遊びの拠点として、子どもたちが自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備え、子どもに遊び場を提供し、その心身の健全な発達を図ることを目的とした施設です。1984年度（昭和59年度）に湘南台子どもの家を開所し、現在は市内17小学校区に設置しています。

管理は指定管理者が行っていますが、日常的な運営や季節ごとの行事、地域子どもの家まつり等の企画や実施は、地域住民等による運営委員会が担い、また、地域住民が見守る人となって、子どもたちの活動を支えています。

（3）児童館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的としており、放課後児童ク

ラブを併設しています。1996年度（平成8年度）に大鋸児童館を開所し、現在は5施設（6小学校区）に設置しています。

管理・運営は指定管理者が行っており、児童の遊びを指導する者を配置して、子どもたちや乳幼児と保護者が参加できる事業の実施や、子育て支援サークルの育成等も行っています。また、地域住民等により構成される運営委員会を設置し、地域連携を図っています。

（4）青少年会館

青少年会館は、青少年に活動の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として設置された施設です。市内には「藤沢青少年会館」「辻堂青少年会館」の2施設があり、管理・運営は指定管理者が行っています。各青少年会館には、集会室（フリースペース）をはじめ、談話室、和室、団体活動室（藤沢青少年会館）、体育室（藤沢青少年会館）等が備わり、幅広い年齢層を対象とした多様な健全育成事業を企画・実施しています。またその他、サークル活動・会合・フリースペース等の利用の場としても、多くの青少年団体や青少年、市民の方々に利用されています。

特に、居場所事業としては、2007年度（平成19年度）から藤沢青少年会館に、誰でもいつでも利用できる居場所としてフリースペースを開設しています。青少年会館は、地域子どもの家等のような小学校区の子どもたちを対象とした施設ではなく、全市的な施設であることから、近隣の児童・生徒を中心として幅広い地域から利用者が集まっています。2013年度（平成25年度）からは、週3回、利用者が多い夕方時間帯にコーディネーターを配置し、子どもたちが地域とつながり、他者とふれあい、交流できる場づくりや社会性を育むことができる拠点となる居場所づくりを進めています。

また、辻堂青少年会館でも、平日の午後や土日に集会室や談話室、パソコン室を青少年対象のフリースペースとして開放しています。

その他には、勉強のつまずきをフォローする学習支援事業や、農福連携事業の一環として、地域のボランティアの協力のもと食事を通じて子どもたちとのコミュニケーションを図る事業、民間団体と連携したニート・引きこもりの方々の社会復帰支援プログラム等も手掛けており、幅広い年齢層を対象とした学習・文化・交流の健全育成施設としての役割を果たしています。

(5) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、すべての小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する事業です。国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の核となる事業であり、神奈川県内においては267小学校区中165か所で実施されています（2019年（平成31年）4月現在）。藤沢市では、亀井野小学校（2002年度（平成14年度）開所）、小糸小学校（2007年度（平成19年度）開所）、富士見台小学校（2019年度（令和元年度）開所）の3校で実施しています。

運営は、地域住民等による運営委員会が担っており、また、地域住民が見守る人となって、子どもたちの活動を支えています。

(6) 少年の森

少年の森は、少年の心身の健全な発達を図ることを目的として1980年（昭和55年）5月5日に国際児童年記念事業として開設された青少年の野外活動施設で、管理・運営は指定管理者が行っています。緑があふれ、野鳥や昆虫が息づく自然豊かな環境の園内は、約9万5千㎡の広さがあり、キャンプ場やアスレチックコース、宿泊研修施設等が設置され、家族や友達とのふれあいの場、自然体験活動の拠点として多くの青少年団体や学校、市民の方々に利用されています。

また最近では、民間団体による、不登校等の子どもを含めた幅広い年齢の方を対象としたプレイパーク事業も実施されています。

2020年（令和2年）3月末現在（利用人数を除く）

内容	少年の森
所在地	打戻 2345 番地
利用時間	午前9時～午後4時30分（テントサイト・宿泊研修施設は除く） （多目的運動場は午前6時～午後6時）
休園日	月曜日（7月～8月を除く）、年末年始
利用人数（H30）	年間 55,850 人 / 団体数 1,418

(7) 子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な理由等から、学習する環境が整わない主に中学生、高校生を対象に学習の場を提供するとともに、進学や学校生活を順調に送るための生活・家庭学習等に関する助言、居場所づくり及び保護者に対する相談支援をNPO法人に事業委託し、市内の北部、南部、湘南大庭地区の3か所で実施しています。

(8) 子どもの生活支援事業

経済的に困難を抱える等、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援をNPO法人に事業委託し、市内2か所で実施しています。

(9) 地域の縁側事業

藤沢市補助事業である「地域の縁側」は、住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所です。市内に40か所の設置を目標としており、2020年（令和2年）1月現在35か所の設置となっています。

第2章 放課後児童クラブについて

第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画（令和2年度～令和6年度）

藤沢市における放課後児童クラブについては、以前は主に保護者会が運営していました。

しかし、クラブによって運営に差があり、組織も脆弱であったことから、保護者等からの要望に基づき、運営基盤の強化と事業内容の一元化を図るため、1995年（平成7年）に財団法人藤沢市青少年協会を設立し、市からの一括した委託事業として、施設の充実や指導内容の質の向上を図ってきました。

その後、財団法人藤沢市青少年協会は2010年（平成22年）に財団法人藤沢市みらい創造財団となり、2012年（平成24年）には公益財団法人藤沢市みらい創造財団に移行し、現在は、55クラブを運営しています。

その他、社会福祉法人や学校法人等も含めて全6法人と放課後児童クラブの運営に関する協定を締結しており、市内で計65クラブを整備しています。

第2章では、これまでの放課後児童クラブの整備の進捗状況、整備にあたっての考え方、今後の整備予定等について説明します。

1 放課後児童クラブ整備計画の評価と課題

（1）整備計画期間における整備の実績

藤沢市では、2014年（平成26年）4月に公布された厚生労働省令の基準に基づき、2014年（平成26年）9月に「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）を制定しました。また、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」において計画期間における量の見込みと確保方策を定めるとともに、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）の5年間を計画期間として、「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」を定め、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

2019年（平成31年）4月の入所児童数は3,620人で、2015年（平成27年）と比較すると843人増加しています。

計画期間中の整備の実績は、次のとおりとなっています。

	2014 年度 (平成 26年度)	2015 年度 (平成 27年度)	2016 年度 (平成 28年度)	2017 年度 (平成 29年度)	2018 年度 (平成 30年度)	2019 年度 (令和 元年度)	2020 年度 (令和 2年度)
量の見込み (人)		3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	
目標(人)		3,119	3,352	3,606	3,874	4,074	
確保の内容 (定員 (人)	3,018	3,174	3,778	3,970	4,080	4,253	4,389
入所(人)	2,680	2,777	3,065	3,241	3,371	3,620	
クラブ数 (目標)	45	47	55	62	62	69	78
クラブ数 (実績)	45	47	56	60	62	65	69

※2016年(平成28年)9月に計画を見直し、2018年度(平成30年度)以降の目標クラブ数を変更しました。2020年度(令和2年度)の定員、クラブ数は予定です。

(2) 整備計画未達成の原因分析

2015年度(平成27年度)から2019年度(令和元年度)の5年間に進めてきた放課後児童クラブの整備は、計画期間が終了する2020年(令和2年)3月時点で、目標としていたクラブ数を達成することができず、放課後児童クラブの入所を希望しながら入所できずに待機している児童が発生しています。

計画に対する遅れの原因としては、放課後児童クラブの利用対象児童について、小学校4年生までから小学校全学年へ範囲を拡大したことや、女性の社会進出、共働き世帯の増加等による放課後児童クラブの需要の高まりに対して、児童クラブとして適した物件の不足、人材確保の困難等、さまざまな要因が挙げられます。

藤沢市では引き続き、放課後の児童に安全・安心で良好な生活の場を提供するために、放課後児童クラブの整備を行っていきます。整備を進めるにあたっては、新たに策定する「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」において、量の見込みと確保方策を定めるとともに、2020年度(令和2年度)から202

4年度（令和6年度）の5年間を計画期間とした「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」を策定します。

「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」では、「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」が未達成だった要因も踏まえ、整備を進めます。

2 利用希望把握調査

（1）藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査結果

「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」を策定するにあたり、藤沢市では市内の5歳児・小学校1年生～5年生それぞれの保護者を対象に「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」を2019年（令和元年）5月に実施しました。

調査の中で、「放課後に過ごしている場所」の問いに対して、「放課後児童クラブ」と回答した割合は、25.0%でした。

また、「来年度、放課後に過ごさせたい場所」の問いに対して「放課後児童クラブ」と回答した割合は、全体で46.4%でした。そのうち、5歳児・小学校1年生～3年生の保護者では52.6%、小学校4年生～5年生では31.3%となっています。この回答のうち、利用したい日数の内訳は、週に4日、5日を合わせると、5歳児・小学校1年生～3年生では52.5%、小学校4年生～5年生では、28.6%となっています。

（2）放課後児童クラブへのニーズと整備の必要性について

「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」の結果から、放課後児童クラブの利用ニーズは、小学校4年生まででは過半数の保護者、小学校5年生以上の保護者でも約3割と、非常に高いことがわかります。

現在は条例改正により、基準を超えた児童の受け入れを行っていますが、児童にとって安全で過ごしやすい生活の場を提供するためには、条例基準に基づいたクラブ運営を行うことも重要です。そのため、放課後児童クラブの整備を進め、条例基準に基づいたクラブの運営を実現しながら、高い利用ニーズに応える必要があります。

3 条例基準、施設、定員

（1）条例基準

条例において定めている支援の単位及び設備の基準は次のとおりです。なお、待機児童が発生する可能性のある小学校区においては、条例基準を上回る支援の単位や、条例基準を下回る面積で事業が実施できるよう経過措置を設けています。

ア 支援の単位

放課後児童クラブにおける、1つの支援の単位（1つのクラブ）を構成する児童の数は、おおむね40人以下と規定し、放課後児童支援員（指導員）を2人以上配置することを原則としています。

なお、児童の来所状況・出席率を考慮し、施設の定員は、最大60人です。

イ 設備の基準（専用区画の面積）

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならぬとし、開所している時間帯を通じて専ら放課後児童クラブの用に供するものでなければならぬと規定しています。

（2）施設

藤沢市では、市内35小学校区に65の放課後児童クラブ（2019年（平成31年）4月現在）を設置していますが、利用児童数の増加に対応するため、これまで新設及び分館の設置や、増床改修等により施設整備を行ってきました。施設の設置状況は次のとおりですが、老朽化や施設の広さ、賃借料等の課題があります。

また、障がい児等の受け入れに対応するバリアフリー化や多機能トイレ等の整備については、一部の小学校区において実施されていない状況にあります。

施設の設置状況

児童館	小学校 余裕教室	小学校敷地	公共施設	市有地	民地	借家	合計
6	4	4	2	14	11	24	65

（2019年（平成31年）4月現在）

(3) 定員

放課後児童クラブの定員については、条例に規定していますが、経過措置を設けているため、各施設の規模、利用申込み状況に応じて、条例基準を超える定員の受け入れも行っています。2019年度（令和元年度）では、登録児童数が60人を超える施設は28施設、そのうち70人を超える施設は7施設となっています。

4 施設整備方針

放課後児童クラブの施設整備については、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に定めた量の見込みと確保方策に基づき、2025年度（令和7年度）までに条例基準に適合した施設となるよう、小学校区ごとに計画的に整備を進めていきます。

(1) 整備手法

施設の整備は、国から示された「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえて、藤沢市教育委員会と十分協議を行い、小学校の敷地や余裕教室を活用して実施することを前提とします。

しかしながら、藤沢市では特別支援学級の整備や児童数の増加に伴う教室の増設等を行っている学校もあるため、学校施設の活用以外にも、次の4つの手法を積極的に検討し、整備を進めていきます。

- ア 現在の施設の増築・増床による定員数の拡大
- イ 公共施設の活用及び公共施設再整備と連携した整備
- ウ 賃借物件の改修
- エ 1つのクラブにおける複数学区の児童受け入れ

(2) 整備主体

施設の建設や改修については、市及び（公財）藤沢市みらい創造財団のほか、現在放課後児童クラブを運営している事業者、及び公募により選考された事業者が、地域又は施設の状況に応じて、それぞれ分担して実施します。将来的には、同一小学校区の放課後児童クラブは、同じ事業者が運営することをめざします。

小学校の余裕教室や公共施設の一部に設置する場合の施設整備については、市が行うこととします。

（３）利用区域

放課後児童クラブは、原則として、小学校区ごとに算出した量の見込み（利用見込み人数）に応じて設置し、入所対象児童は設置した小学校区の児童とします。ただし、定員を超過する場合については、希望すれば隣接する小学校の児童クラブ（空きがある場合に限る）に待機先として入所することを可能とします。

また、私立小学校に通学する市内在住の児童は、通学する小学校に近い児童クラブ、または最寄りの駅に近い児童クラブも選択可能とします。なお、市外在住で、市内の小学校に通学する児童の受け入れも対応します。

（４）障がい児等への対応

新たな施設の整備にあたっては、原則として、障がい児等の受け入れに対応した設備とします。１つの小学校区において複数の施設を整備する場合は、いずれかの施設でバリアフリー化や多機能トイレ等の整備を行い、障がい児等の受け入れができるよう計画します。

障がい児等を受け入れするにあたっては、研修等を実施したうえで、指導員の加配、介助員の確保等、障がいの状況に応じて市と事業者で課題の解決を図りながら、体制の整備を図ります。

（５）施設規模

１つの支援の単位（１つのクラブ）を構成する児童数は、定員を最大６０人としています。このため、新設にあたっては、定員６０人の施設を計画的に整備することとします。

また、現在の施設のうち、施設全体の面積が小規模で、定員６０人とならない施設については、増床改修又は移転等も検討・実施していきます。

５ 施設整備の具体的計画

「第２期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」における放課後児童健全育成事業の量の見込みは、２０２４年度（令和６年度）では４，４９４人としています。

この見込みに対し、現在の小学校区ごとの利用状況を勘案し、整備計画では５か年で１３クラブを整備し、定員を３３３人増員し、全体で８２施設・４，７２２人とします。

なお、「量の見込みと確保の内容」「小学校区別放課後児童クラブ整備予定数一

覧」 「放課後児童クラブ一覧表」は資料1～3のとおりです。

資料1 量の見込みと確保の内容（毎年度4月1日現在）

	2020 年度 (令和 2年度)	2021 年度 (令和 3年度)	2022 年度 (令和 4年度)	2023 年度 (令和 5年度)	2024 年度 (令和 6年度)
量の見込み (人)	3,957	4,135	4,294	4,420	4,494
確保の内容 (定員) (人)	4,389	4,424	4,460	4,597	4,722
条例定員 (人)	3,654	3,844	4,002	4,420	4,497
クラブ数	69	71	74	79	82

資料2 小学校区別放課後児童クラブ整備予定数一覧

小学校区	2020年度 (令和2年度)		必要な 施設数	新設数	2024年度 (令和6年度) 定員	計画期間中の 定員増減
	クラブ数	定員				
長後	2	135	2	0	135	0
富士見台	2	145	2	0	145	0
御所見	1	55	1	0	55	0
中里	1	50	1	0	50	0
湘南台	3	208	4	1	224	16
秋葉台	2	120	2	0	120	0
石川	1	75	2	1	117	42
六会	4	210	4	0	210	0
天神	2	90	2	0	90	0
亀井野	2	100	2	0	120	20
俣野	1	65	1	0	60	-5
滝の沢	2	135	2	0	135	0
大庭	1	65	1	0	65	0
駒寄	2	137	2	0	137	0
小糸	1	60	1	0	60	0
善行	2	140	2	0	120	-20
大越	1	90	2	1	120	30
明治	3	142	4	1	186	44
羽鳥	3	150	3	0	138	-12
大清水	1	60	1	0	60	0
藤沢	2	140	3	1	165	25
本町	2	140	2	0	120	-20
大鋸	3	158	3	0	158	0
大道	2	149	3	1	180	31
村岡	2	140	3	1	164	24
高谷	3	189	3	0	189	0
八松	3	165	3	0	165	0
鵜沼	3	194	4	1	240	46
辻堂	3	162	4	1	183	21
新林	2	125	3	1	149	24
高砂	2	122	2	0	100	-22
浜見	1	58	2	1	100	42
鵜洋	3	185	4	1	221	36
鵜南	1	85	2	1	96	11
片瀬	2	145	2	0	145	0
計	69	4,389	82	13	4,722	333

※2つの小学校区から受け入れを行っているクラブは、それぞれの学区で1クラブとして計上しているため、学区でのクラブ数を合計した数と、計の欄に記載したクラブ数が一致しません。

資料3 放課後児童クラブ一覧表（2020年度（令和2年度））

小学校区	児童クラブ名	所在地
長後	さくらんぼ児童クラブ	高倉 2259-4
	すまいる児童クラブ	長後 707
富士見台	うさぎ児童クラブ	下土棚 524-1
	菜の花児童クラブ	下土棚 524-1
御所見	ごしょみ児童クラブ	宮原 3557-5
中里	なかさと児童クラブ	宮原 3557-1
湘南台	ひまわり児童クラブ	湘南台 5-29-3 1階
	あさがお児童クラブ	湘南台 5-29-3 2階
	はやぶさ児童クラブ	湘南台 6-5-18
秋葉台	いちょう児童クラブ	遠藤 3096-2
	コスモス児童クラブ ※1	遠藤 3096-2
石川	みつばち児童クラブ	石川 1-1-21（石川児童館内）
六会	たいよう児童クラブ	亀井野 495
	おおぞら児童クラブ	湘南台 2-13-10 神中第5ビル 4階
	葵KID'Sクラブ	亀井野 646-2 2階
天神・六会	そよかぜ児童クラブ	亀井野 865-3
天神	えとす児童クラブ ※1	天神町 2-6-3
亀井野	かめの子児童クラブ	亀井野 1569-2
	亀井野やんちゃクラブ	亀井野 4-4-2
俣野	なかよし児童クラブ	西俣野 2665-1（俣野小学校敷地内）
滝の沢	ありんこ児童クラブ	遠藤 641-3（滝の沢小学校内）
	てんとう虫児童クラブ	遠藤 641-3（滝の沢小学校内）
大庭	おひさま子どもクラブ	大庭 5307-2
駒寄	ちびっこ児童クラブ	石川 646-9
	ほしの子児童クラブ	石川 646-8
小糸	たんぼぼ児童クラブ	大庭 5062-1（小糸小学校内）
善行	杉の子児童クラブ	大庭 8323-5,6
	虹の子児童クラブ	大庭 8323-5,6
大越	つくしんぼ児童クラブ	善行 2-25-15 サニーレジデンス善行6 2階
明治	芝の子児童クラブ	羽鳥 4-10-7
	麦の子児童クラブ	羽鳥 1-1-70（辻堂保育園内）
羽鳥	小羊児童クラブ	羽鳥 4-5-28
	こぐま児童クラブ ※1	羽鳥 3-17-17 2階
明治・羽鳥	森の子児童クラブ ※1	羽鳥 3-17-17 1階
大清水	めだか児童クラブ	白旗 1-4-11
藤沢	さわやか児童クラブ	本町 1-9-1（藤沢小学校敷地内）
	かがやき児童クラブ	本町 1-12-17（藤沢公民館・労働会館等複合施設内）
本町	さくら児童クラブ	本町 2-6-17（本町小学校内）
	しいのみクラブ	本町 4-10-17

小学校区	児童クラブ名	所在地
大鋸	わんぱく児童クラブ	大鋸 976 (大鋸児童館内)
	やまびこ児童クラブ	大鋸 976 (大鋸児童館敷地内)
	湘南こども村シリウス ※1	大鋸 1002-14
大道	チンチロ児童クラブ	朝日町 14-3 第3榎本ビル1階B室
	かわせみ児童クラブ	朝日町 3-3 (大道小学校敷地内)
高谷	高谷子どもクラブ(東)	村岡東 3-21-2 1階
	高谷子どもクラブ(東2階)	村岡東 3-21-2 2階
	高谷子どもクラブ(西)	高谷 8-12
村岡	コロリン児童クラブ	弥勒寺 1-15-16 (村岡小学校敷地内)
	キラリン児童クラブ	弥勒寺 1-12-15 (村岡子どもの家内)
八松	竹の子児童クラブ	辻堂元町 1-9-16
	八松子どもクラブ	辻堂元町 3-1-8 1階
	八松子どもクラブ(2階)	辻堂元町 3-1-8 2階
鵜沼	ぽてんこ児童クラブ	本鵜沼 2-4-27
	ひだまり児童クラブ	本鵜沼 2-4-27
	あおぞら鵜沼 ※1	本鵜沼 4-7-9 クリエイト湘南第7ビル 2階
辻堂	つばさ児童クラブ	辻堂東海岸 2-6-18 (辻堂児童館内)
	はばたき児童クラブ	辻堂東海岸 2-6-18 (辻堂児童館敷地内)
	あおぞら辻堂	辻堂東海岸 1-12-27 マイタウン海岸通り 1階
新林	かもめ児童クラブ	川名 181-25
	つばめ児童クラブ	川名 256-13
高砂	風の子児童クラブ	辻堂西海岸 2-1-14 (辻堂砂山児童館内)
	海の子児童クラブ	辻堂 6-16-9
浜見	浜見児童クラブ	辻堂西海岸 2-1-14 (辻堂砂山児童館内)
鵜洋	どろんこ児童クラブ	鵜沼桜が岡 3-16-9 (鵜洋児童館内)
	第2どろんこ児童クラブ	鵜沼松が岡 5-9-4
	はすいけ児童クラブ	鵜沼藤が谷 4-16-3
鵜南	よつば児童クラブ	鵜沼海岸 4-17-31
片瀬	どんぐり児童クラブ	片瀬 5-14-4
	いるか児童クラブ	片瀬 5-18-18

※1 2020年(令和2年)4月開所予定です。

第3章 子どもの居場所について

1 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査

藤沢市では、市内の5歳児・小学校5年生・中学校2年生のそれぞれの保護者、小学校5年生、中学校2年生を対象に、2018年（平成30年）9月から10月にかけて、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

調査の中で、保護者に対する「利用することに興味がある支援制度」の問いに「家以外でお子さんが平日の放課後に6時までいることができる場所」を「使ってみたい」「興味がある」と回答した方は55.2%という結果になっています。

「必要と感じる支援や要望、困っていることや悩んでいること」について、保護者に自由記述で回答していただいたところ、「子どもの居場所に関すること」が41.1%でした。その中では、「学校の敷地内での子どもの居場所」、「地域子どもの家、児童館等を含む子どもの居場所」に対する要望が上位でした。

この調査結果から、放課後児童クラブ以外にも、放課後の時間帯における子どもの居場所についてのニーズが高いことがわかります。

第3章では、それらの子どもの居場所の現状、課題、今後の展開等について説明します。

2 地域子どもの家・児童館について

(1) 地域子どもの家・児童館の現状

ア 地域子どもの家

対象者：小・中学生、付添人のいる幼児、青少年育成団体

利用時間：午前10時～午後5時

(1・11月は午後4時半、12月は午後4時まで)

休館日：第3日曜日、年末年始

施設一覧

2020年（令和2年）3月末現在（利用人数を除く）

No.	施設名(愛称)	所在地	開設日	築年数	利用人数 (H30)
1	湘南台子どもの家 (丸太小屋)	湘南台4-20-7	1984年（昭和59年）4月15日	36年	年間 平均 20,344人 59人/日
2	片瀬子どもの家 (片瀬こどもらんど)	片瀬2-3-4	1985年（昭和60年）3月3日	35年	年間 平均 16,682人 48人/日
3	羽鳥子どもの家 (はとりんぼ)	羽鳥4-3-16	1986年（昭和61年）4月13日	34年	年間 平均 16,619人 48人/日
4	中里子どもの家 (なかよし砦)	打戻1721	1986年（昭和61年）4月19日 2011年（平成23年）3月28日改築	9年	年間 平均 16,373人 47人/日
5	藤沢子どもの家 (ふじっこ砦)	本町1-12-17	1987年（昭和62年）3月31日 2019年（平成31年）4月1日移設	1年	年間 平均 22,927人 66人/日
6	鶴沼子どもの家 (鶴っ子とりで)	本鶴沼4-3-2	1987年（昭和62年）8月31日	33年	年間 平均 24,980人 72人/日
7	大越子どもの家 (おっこし森ん子ハウス)	善行坂2-8-3	1989年（昭和63年）4月24日	31年	年間 平均 11,067人 32人/日
8	大庭子どもの家 (ちびっ子ドーム)	大庭5307-1	1989年（平成元年）4月22日	31年	年間 平均 18,224人 52人/日
9	六会子どもの家 (どんぐりころりん)	亀井野548-6	1989年（平成元年）4月29日	31年	年間 平均 13,166人 38人/日
10	長後子どもの家 (わんぱく城)	高倉2195-1	1990年（平成2年）11月10日	30年	年間 平均 19,126人 55人/日
11	鶴南子どもの家 (ひょっこり鶴南島)	鶴沼海岸5-11-8	1991年（平成3年）4月29日	29年	年間 平均 15,521人 45人/日
12	八松子どもの家 (まつぼっくり)	辻堂元町1-9-16	1992年（平成4年）3月1日	28年	年間 平均 20,444人 59人/日
13	本町子どもの家 (元気王国)	本町3-11-3	1993年（平成5年）3月14日	27年	年間 平均 14,920人 43人/日
14	秋葉台子どもの家 (ちびっ子パラダイス)	遠藤3096-2	1994年（平成6年）3月27日	26年	年間 平均 10,484人 30人/日
15	高谷子どもの家 (ゆうゆうランド)	渡内3-8-70	1995年（平成7年）3月25日	25年	年間 平均 20,754人 60人/日
16	俣野子どもの家 (俣野っ子ハウス)	亀井野3227-3	1996年（平成8年）3月31日	24年	年間 平均 15,659人 45人/日
17	村岡子どもの家 (のびのびランド)	弥勒寺1-12-15	2016年（平成28年）4月1日	4年	年間 平均 18,835人 54人/日

イ 児童館

対象者 : 0～18歳の方（幼児は保護者同伴）、青少年育成団体

利用時間 : 午前10時～午後5時

（1・11月は午後4時半、12月は午後4時まで）

休館日 : 第3日曜日、年末年始

施設一覧

2020年（令和2年）3月末現在（利用人数を除く）

No.	施設名(愛称)	所在地	開設日	築年数	利用人数(H30)
1	大鋸児童館 (鋸っ子ランド)	大鋸976番地	1997年(平成9年)4月1日	23年	年間 平均 35,621人 103人/日
2	辻堂児童館 (つじどうむ)	辻堂東海岸2-6-18	1998年(平成10年)4月1日	22年	年間 平均 39,475人 114人/日
3	鶴洋児童館 (わんぱくワールド)	鶴沼桜が岡3-16-9	2000年(平成12年)7月1日	20年	年間 平均 31,724人 92人/日
4	辻堂砂山児童館 (ぐうちょきばあ)	辻堂西海岸2-1-14	2002年(平成14年)8月26日	18年	年間 平均 36,207人 104人/日
5	石川児童館 (ぼうけんじま)	石川1-1-21	2005年(平成17年)4月1日	15年	年間 平均 30,866人 89人/日

(2) 運営上の課題

ア 地域子どもの家

地域子どもの家については、「地域の子どもは地域で育てる」理念のもと、これまで地域の方々と構成された運営委員会により運営を行うとともに、見守る人によって、遊びに来る子どもたちの見守りを行ってきました。しかし、自治会や様々な地域団体と同様に担い手不足の問題が生じており、将来的に現在の運営体制を保てなくなることが懸念されます。そのため、今後は持続可能な運営方法について、検討を進めていく必要があります。

イ 児童館

児童館については、現在、指定管理者が非常勤職員を各館2名ずつ配置していますが、職責や仕事内容に加え、成り手不足の懸念や児童館において新たな取組を進める必要性も考慮すると、処遇の見直しについて検討が必要です。

ウ 地域子どもの家・児童館共通

地域子どもの家・児童館共通の課題として、大規模修繕の必要性が挙げられます。多くの施設は開所から30年近くが経過し、屋根や外壁の劣化によって雨天の際に雨漏りや床下通路の浸水等の被害が発生しています。また、地域子どもの家については、2014年度（平成26年度）に全館の図書コーナーと見守る人コーナーに空調機を設置しましたが、施設全体に空調を行き渡らせることは性能的に難しく、ここ数年の猛暑における熱中症対策等のため、全館空調の導入も必要であると捉えています。

また、地域子どもの家・児童館ともにソフト面の課題として、利用者の年代別の遊びスペースと安全性の確保が挙げられます。これまでは午前中は乳幼児とその保護者、午後は小学生以上の利用が多く、ある程度の棲み分けが図られていました。近年、指定管理者による乳幼児の利用者のための取組等もあり、午後も乳幼児の利用が増えたため、平日午後や休日の利用については、乳幼児と小学生以上の利用者と動線が重なり、遊びスペースや安全性の確保が課題となっています。そのため全ての利用者が安全に過ごすことができる対策が求められています。

（3）今後の方向性

地域子どもの家・児童館は、開設から長年、各地域における子どもたちの居場所として親しまれてきましたが、これからも藤沢市の子どもたちの居場所として、必要不可欠な施設であることから、今後も施設の長寿命化や施設環境の改善等、計画的な修繕を図っていくとともに、施設の維持管理や運営方法についての検討を重ね、施設運営を継続していきます。

（4）地域子どもの家・児童館の新たな取組

ア 飲食について

（ア）現状

現在、地域子どもの家・児童館においては、飲み物は定められた場所でのみ認めています。食べ物については摂ることはできない決まりとなっています。子どもを遊ばせている保護者からは、「途中でおやつ等が食べられるととても便利である」、また「食事場所が確保できない子どもや家庭にとって、子育て支援を進めるうえでも飲食ができることは有益である」等の声も聞かれており、一定のニー

ズはあると捉えています。

そこで2019年度（令和元年度）に、一部の地域子どもの家や各児童館において、保護者が就労等の理由により昼食を一人で食べている小学生を対象として飲食の試行をしました。試行結果は次のとおりです。

<2019年度（令和元年度）における地域子どもの家での飲食試行結果>

実施施設名	実施期間	実施時間	実施日数	利用人数（延べ）
村岡子どもの家	8月1日～31日 (月・火・水)	12時～13時	11日	0人

<2019年度（令和元年度）における児童館での飲食試行結果>

実施施設名	実施期間	実施時間	実施日数	利用人数（延べ）
鵜洋児童館	7月22日～8月31日 (平日のみ)	12時～13時	23日	10人
辻堂砂山児童館			22日	0人
辻堂児童館			15日	2人
大鋸児童館			27日	29人
石川児童館			25日	0人

(イ) 課題

学校が夏休み期間の平日限定で飲食の試行をした市内5児童館では、場所により利用人数に差があること、また、友人同士で誘い合わせて利用するケースも多いことから、保護者が就労等の理由により昼食を一人で食べている小学生の利用は、ほとんど見られませんでした。試行に関する周知が行き渡っていない点是否めませんが、飲食に対するニーズの多寡については、改めて捉える必要があります。

また、地域子どもの家・児童館ともに、飲食をする場所としての機能が十分に果たせないこと、傍らで子どもたちが遊び回らないよう衛生面に配慮が必要なこと、子どもたちのアレルギーの面等にも注意が必要であること等の課題が挙げられます。特に、地域子どもの家は冷房の設備が十分ではなく、夏期期間における食品の保管にも課題があります。

(ウ) 方向性

今後、実施時間・実施スペース・利用対象範囲を限定する等、実施方法に工夫を凝らすことで一定のニーズに応えることは可能であると考えられ、利用者のご意見も伺いながらニーズを捉えるとともに、運営委員等関係者と検討を進めていきます。

イ ランドセル来館について

(ア) 現状

藤沢市では、地域子どもの家・児童館を放課後に利用する際は、一度自宅へ帰宅し、ランドセルを置いてから遊びに来ることを基本ルールとしています。これは、その日子どもがどこの施設で遊んでいるかという事実について、家族や身近な方々が把握することを原則としているものです。

一方、学校から直接来館する、いわゆるランドセル来館については、保護者が就労等により留守である等の理由から、学校下校時に直接施設へ立ち寄れると便利である、学校から直接施設へ向かう方が時間的にも早く時間を有意義に利用できる、というご意見もあります。

なお、地域子どもの家・児童館は、放課後の遊び場として自由に利用が可能で、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように事前登録は必要ありません。

(イ) 課題

昨今、子どもが巻き込まれる事件や事故が多く発生しています。そうした社会情勢の中、施設を利用する子どもたちの安全を守るための役割も行政には求められます。ランドセル来館を実施するにあたっては、その日子どもが学校帰りにどこの施設へ立ち寄るのか、家庭・施設・学校との情報共有が図れるよう、行政も含めた連携と仕組みづくりが必要です。また、ランドセルを置くスペースの確保も図る必要があります。

特に地域子どもの家においては、地域のボランティアの方々が子どもたちを見守っていることから、現在の体制では子どもの来所・帰宅における安全確認や学校との情報共有を図るうえで、十分な対応が難しいものと捉えています。

一方、児童館においては、非常勤職員が常駐していることから、子どもの

安全を目的とした学校との情報共有等については一定の対応が可能であると考えられますが、きめ細かい対応が必要なことから、職員数等を含めた体制や処遇の見直し等を検討する必要があります。

(ウ) 方向性

地域子どもの家は地域のボランティアの方々によって支えられています。また地域に根差した遊び場として定着し、利用の枠組みも浸透しています。こうしたことも含め、地域子どもの家におけるランドセル来館実施の取組については、今後慎重に検討を進めていきます。

一方、児童館においては、職員数等を含めた体制や処遇の見直し等を検討するとともに、すでに実施をしている他の自治体の状況の確認や情報収集を図りながら、実施に向けた検討を進めます。

ウ 開所時間延長について

(ア) 現状

地域子どもの家・児童館は、原則午後5時まで（日没の時間に併せ、1・11月は午後4時半、12月は午後4時まで）開館していますが、もう少し遅くまで子どもを遊ばせたいという保護者の声もあります。開所時間の延長は、放課後児童クラブの待機児童対策として一定のニーズもあります。

(イ) 課題

開所時間の延長を行った場合、日没後子どもたちが帰宅する際の安全を確保する必要があります。

地域子どもの家においては、地域のボランティアの方々子どもたちを見守っていることから、現在の体制において時間延長へ対応するには課題が残ります。

一方、児童館においては、非常勤職員が常駐していますが、子どもたちの帰宅時においてはより慎重な対応をとる必要があることから、職員数等を含めた体制や処遇の見直し等が課題と捉えています。

(ウ) 方向性

開所時間の延長については、地域子どもの家においては課題が多いことから、まずは児童館を対象として検討を進めていきます。

児童館にはそれぞれ放課後児童クラブが併設されているため、放課後児童クラブの閉所時間に合わせることで効果的であると考えられます。実施にあたっては子どもの帰宅時の安全性を図るために、事前登録制の導入や保護者等による帰宅時の迎えを原則とすること、また児童館の職員体制や処遇の改善等が必要と考えられることから、指定管理者や保護者等関係者と検討を進めます。

エ 「(仮称) 大道子どもの家」における新たな運営方法の試行について

(ア) 複合施設の整備について

藤沢市公共用地再整備プランに基づく藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業においては、周辺公共施設の複合化として、放課後児童クラブや市民の家等とともに、市内18番目となる地域子どもの家(「(仮称) 大道子どもの家」)を設置し、2021年(令和3年)4月の開所を予定しています。複合施設内に地域子どもの家を設置するのは、2019年(平成31年)4月に藤沢公民館・労働会館等複合施設(以下 Fプレイス)の開所に合わせ移転した「藤沢子どもの家」に次ぐ2例目となります。

(イ) 複合施設における地域子どもの家での課題

Fプレイスは、複合施設として駐車場が整備され、様々な用途で利用が可能となったことから、「藤沢子どもの家」の利用者が大幅に増加しています。特に、乳幼児連れの親子の利用が増え、これまで利用の中心であった小学生の来所が減少傾向にあります。このため、多くの子どもたちが安心して利用できるよう、遊びスペースや時間帯を分ける「思いやりタイム」の試行を始めています。

また、地域子どもの家においては、その地域のボランティアである見守る人が子どもたちを見守っていますが、ランドセル来館や開所時間延長等、利用方法の拡充を図るうえでは、現在の運営体制では十分な対応ができないことも課題となっています。

(ウ) 方向性

新たに整備される「(仮称) 大道子どもの家」においては、Fプレイスでの事象を参考に、複合施設ならではの課題について一つ一つ整理を進め、その運営に生かしていきます。

また開所にあたっては、藤沢東部地区青少年育成協力会、地元自治会、PTA等から幅広く運営委員を募り、放課後の子どもの居場所として親しみやすく、利用しやすい施設となるよう取り組みます。加えて、利用方法の拡充に対応でき、持続可能な新たな職員体制の構築についても早急に検討を図っていきます。

3 青少年会館について

(1) 青少年会館の現状

対象者 : 市内在住・在勤・在学の青少年および青少年団体、市内の青少年育成団体

利用時間 : 火曜日～土曜日 午前9時～午後10時

日曜日・月曜日 午前9時～午後5時

休館日 : 第3日曜日、年末年始

2020年(令和2年)3月末現在(利用人数を除く)

内容	藤沢青少年会館	辻堂青少年会館
所在地	朝日町10番地の8	辻堂2丁目8番31号
開設年月日	1971年(昭和46年)5月25日 1996年(平成8年)10月8日移転	1964年(昭和39年)4月1日
利用人数(H30)	年間35,651人 103.3人/日	年間31,997人 92.7人/日

(2) 運営上の課題

ア 藤沢青少年会館

藤沢青少年会館は、かながわ国体開催に伴う奥田公園の整備のため、平成8年に鶴沼地区文化ゾーンから現在地に移転しました。仮設施設として暫定的に設置された現会館は、築23年程度と比較的新しい建物ではあるものの施設的には狭小であり、青少年の居場所機能や、活動拠点としての機能が十分ではない点が課題として挙げられます。

イ 辻堂青少年会館

辻堂青少年会館はJR辻堂駅の南口徒歩3分の好立地に位置し、地域に根差した施設として日々多くの子どもたちや青少年、市民の方々に利用されています。

一方で、辻堂青少年会館は、元々地域の方から寄付をいただいた土地に建築された施設で、建築から50年以上が経過しています。施設は躯体こそ支障はありませんが、狭小のため事業実施においては手狭であり、またトイレは和式で男女同室である等、設備面での課題があります。

(3) 今後の方向性

ア 藤沢青少年会館

青少年が自由に分け隔てなく集まり、演劇やダンス、音楽活動等自らを表現できる機能や、多世代が交流を図れる居場所スペース、落ち着いた環境で勉強ができる学習スペース等といった各機能を拡充し、青少年を中心とした活動拠点としての位置づけを図ることが必要です。今後は、本市の公共施設再整備に合わせて複合化を図る等、施設のあり方についての検討を進めていきます。

イ 辻堂青少年会館

辻堂青少年会館は長年に渡り地域で親しまれていますが、今後も必要な修繕を行うとともに、藤沢青少年会館と同様、施設のあり方についての検討を進めていきます。

4 放課後子ども教室について

(1) 放課後子ども教室の現状

ア 実施形態

名称	亀井野小学校区放課後子ども教室推進事業 「かめっ子ひろば」	小糸小学校区放課後子ども教室推進事業 「こいとっ子」	富士見台小学校区放課後子ども教室推進事業 「ふじみっこひろば」
実施場所	亀井野小学校 (教室・体育館・校庭)	小糸小学校 (教室・体育館・校庭)	富士見台小学校 (体育館・校庭)
実施日時	原則給食のある月～金曜日（学校休業日を除く） 午後1時30分～4時30分	原則給食のある月～金曜日（学校休業日を除く） 4月～9月 午後1時30分～5時 10月～3月 午後1時30分～4時30分 夏期休業期間の始めの5日間午前10時～正午	原則給食のある月・木曜日（学校休業日を除く） 午後1時30分～4時
開始年度	2002年度（平成14年度）	2007年度（平成19年度）	2019年度（令和元年度）

イ 利用状況

名称	亀井野小学校区放課後 子ども教室推進事業 「かめっ子ひろば」	小糸小学校区放課後子 ども教室推進事業 「こいとっ子」	富士見台小学校区放課後 子ども教室推進事業 「ふじみっこひろば」
1年間の 利用人数	7,788人 2018年度 (平成30年度)	1,957人 2018年度 (平成30年度)	1,130人 2019年(平成31年) 4月～9月まで
1回あた りの平均 利用人数	43人	10人	47人

(2) 実施校拡大に向けた課題

ア 実施場所の確保

放課後子ども教室は、放課後に子どもが家にランドセルを置かずに、学校から直接遊びに行くことができる居場所です。そのため、実施場所として望ましい条件は、学校から安全に移動できる場所であること、放課後の時間帯に他の利用がなく子どもが安全に利用できる場所であることが挙げられます。この条件を最も満たす学校施設で放課後子ども教室を実施することが望ましいと考えますが、学校施設を利用した実施にあたっては課題もあります。

まず、常時放課後子ども教室専用の余裕教室を実施場所とする「余裕教室型」（亀井野小学校・小糸小学校で実施）では、余裕教室の確保が前提となります。また、余裕教室がある場合でも、安全管理の観点から、学校と放課後子ども教室の管理区分を明確化する必要があります。

次に「余裕教室型」にこだわらず、図書室や図工室といった、放課後の利用がない特別教室で実施する「特別教室型」という手法も検討の一つとして挙げられます。この手法の課題としては、子どもの動線の切り分けと、教室内の備品管理が挙げられます。

また、2019年(平成31年)4月に開始した富士見台小学校区放課後子ども教室では、第3の手法として、「体育館型」で実施をしています。「体育館型」の課題としては、「特別教室型」とも共通しますが、遊具類等の物品の収納場所、体育館を利用する地域団体との調整等が挙げられます。

この他に、学校施設以外の場所（市民の家や公民館等の地域の公共施設）も手

法の一つとして考えられますが、学校外の施設での実施にあたっては、子どもが校門を出てから放課後子ども教室に行くまでの安全確保が大きな課題となります。また、遊具類等の物品の収納場所についても解決を図る必要があります。

イ 運営方法

現在、藤沢市で実施している3小学校区の放課後子ども教室では、いずれも運営委員会を組織し、市から運営委員会への業務委託によって放課後子ども教室を実施しています。運営委員会は、学校や地域団体（社会体育協議会、民生委員児童委員連絡協議会、青少年育成協力会等）で組織されています。運営委員会の組織化にあたっては、学校や地域団体の実状に応じて協力を得ることが必要です。

また、放課後子ども教室の実施にあたっては、有償ボランティア「見守る人」が1回の実施につき3～4人配置されます。見守る人は公募や地域団体の紹介によって運営委員会から選任されています。見守る人については、事業の主旨を理解し、協力していただける人材・担い手の確保が大きな課題となります。

ウ 学校との管理区分

放課後子ども教室に子どもが到着した時点で、一度自宅へ帰宅したこととなるため、子どもの安全管理の責任を、学校と切り分ける必要があります。そのため、放課後子ども教室に来た子どもが校内へ戻らない動線の確保が必要となります。また、学校が終わった後、学校から放課後子ども教室への移動の間の安全管理、放課後子ども教室が終わって家に帰るまでの安全管理についても、学校の立地や周辺環境も勘案し、整理する必要があります。

現在、藤沢市で実施している3小学校区については、放課後子ども教室への参加は保護者の責任とし、「保護者の了承を得ている」ことを、子ども本人への確認や、専用の連絡帳における保護者の署名で確認しています。

（3）今後の方向性

「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」の結果から、放課後の時間帯における子どもの居場所についてのニーズが高いことについては、すでに述べました。

今後の放課後子ども教室の実施拡大にあたっては、これまで藤沢市が行ってき

た子どものための居場所である地域子どもの家、児童館が整備されていない小学校区を中心に検討していきます。ここでは、具体的な整備方針について述べます。

ア 整備方針

放課後子ども教室の整備については、2018年（平成30年）9月に国から示された「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえて、小学校の余裕教室や体育館等を活用して実施する手法を中心として、整備を進めます。そして、小学校で実施する場合は、管理区分の明確化や学校活動との切り分けすることができ、かつ、安全に運営できる方法（場所）の確保等、個々の小学校の施設状況や地域の特性にあわせた運営方法も検討します。整備にあたっては、小学校、藤沢市教育委員会等の関係機関との協議を十分に行います。

国の「新・放課後子ども総合プラン」では、事業の推進にあたって学校施設を活用することが示されていますが、藤沢市の小学校では児童数の増加傾向が続いているために拠点場所となる余裕教室を確保できない等の課題から、3小学校区の設置に留まっていました。

これまで子ども青少年部が主体となり、小学校・教育委員会の協力を得ながら計画の推進にあたってきましたが、課題の解決に向けては、担当部・教育委員会が共通認識のもと、横断的に連携し学校施設を活用した整備等の検討を行っていく必要があると考え、2019年（平成31年）3月に「放課後子ども教室・放課後児童クラブ学校施設活用に関するプロジェクトチーム」を発足し、学校施設活用における課題を整理・検討してきました。

プロジェクトチーム構成メンバー

- | |
|-----------------------------|
| ◎子ども青少年部：青少年課・子育て企画課 |
| ◎藤沢市教育委員会：教育総務課・教育指導課・学校施設課 |
| ◎小学校長会代表 |

今後は、プロジェクトチームで策定した基準・運営方法を、放課後子ども教室の拡大を検討する際の指針としていきます。

イ 学習支援を中心とした事業実施の検討

現在、藤沢市で実施している3小学校区の放課後子ども教室は、いずれも自由遊びを中心とし、該当の小学校区に住んでいる小学生であれば、登録の必要なく参加することができます。しかし、他市町村では、放課後子ども教室の実施手法として、自由遊びだけでなく、体験プログラム等を組み、登録制としている例もあります。

また、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」では、「利用することに興味がある支援制度」で「地域の人や大学生がお子さんの勉強を無料でみってくれる場所」についてもお尋ねしたところ、「使ってみたい」「興味がある」と回答した方は77.2%でした。このことから、小学生のいる子育て世帯において、学習支援について一定のニーズがあると捉えています。

後述のとおり、藤沢市ではすでに学習支援事業を実施していますが、今後の放課後子ども教室の実施拡大においても、学習支援等のプログラム提供について検討します。

ウ 計画期間中に整備をめざす小学校区

2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの計画期間中に、地域子どもの家、児童館等の子どもの居場所が整備されていない6小学校区を中心に、整備をめざします。

5 学習・生活支援事業について

(1) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援事業は、生活保護に至っていない生活困窮者のための「第2のセーフティネット」として、2015年（平成27年）に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。対象者は、法により就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、と定義されています。

具体的には別表に記載の事業で構成されていますが、支援の入り口となる「自立相談支援事業」では、アウトリーチによる相談支援活動や、地域ネットワークの強化や社会資源の開発等、地域づくりも担っています。

本市では、“地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」”という名称で、市役所の福祉総合相談支援センター、湘南台文化センターの北部福祉総合相談室に相談支援員を配置するとともに、藤沢市社会福祉協議会への委託により“バックアップふじさわ社協”を設置し、地区を担当するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置しています。相談支援の重層的な体制をとることで、経済的な困窮状況と合わせて、地域の中でのつながりにも着目しながら、自らではSOSを発信できない方々の支援ニーズの把握と早期支援、生活の安定をめざしています。

また、支援が必要な子どもや世帯に様々な支援を届けることができるよう自立相談支援事業の相談支援員やCSWは、地域での子どもの居場所や学習を支援する活動等に関する情報収集や連携ができる関係づくりを進めています。

自立相談支援事業	生活困窮者が抱える複合的な課題に対し、様々な支援機関や地域訪問団体等と連携しながら、解決に向けた伴走型の相談支援を行います。	市直営、委託
住居確保給付金	住居を喪失した、または喪失する恐れのある人を対象として、家賃相当分の住居費の給付と就労支援を行います。（有期・所得要件あり）	市直営
家計改善支援事業	収入と支出のバランスや債務等、家計に課題を抱える人に対し、家計改善や生活再建に向けた相談、支援を行います。	委託
就労準備支援事業	既存の求職者制度の対象とはなりにくい人に対し、就労に向けた必要な基礎能力の形成と意欲の喚起を行う等、対象者の背景や状況に沿った支援を行います。（所得要件あり）	委託
一時生活支援事業	住居を喪失した方に、一定期間衣食住を提供し、自立までの生活を支援します。（所得要件あり）	委託
子どもの学習・生活支援事業	多様な生活課題や背景を抱える子どもの学習の場を3か所設置し、学習支援や体験活動等を提供するとともに、進学や養育に関する保護者への相談支援等を行います。	委託

（2）子どもの学習・生活支援事業

本事業は生活困窮者自立支援制度に基づく任意事業の一つです。生活保護世帯の子どもを含め経済的な理由等から学習する環境が整わない、主に中学生、高校生を対象に学習の場を提供するとともに、進学や学校生活を順調に送るための生活・家庭学習等に関する相談支援等を実施し、高等学校への進学や中退防止に向けた支援を行うことで、貧困の連鎖を防止することを目的としています。

事業運営はNPO法人に委託しており、市内の東部（鶴沼地区）、西部（湘南大庭地区）、北部（六会地区）の3か所に設置し、2018年度（平成30年度）の登録者数は合計147人となっています。

本市では、この事業は経済的な理由に限定せず、多様な生活課題や背景を抱える子ども・若者の学習の場として、小学生や15歳以上の方（高校中退者等）も利用しており、運営団体は、地域の方々や大学生、企業にご協力をいただきながら、体験活動や食育（子ども食堂）等の工夫を凝らした活動も行っています。

6 子どもの生活支援事業について

経済的に困難を抱える等、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行うことで、子どもの豊かな人間性や社会性を育むことを目的に実施しています。

さらに、この事業は来所者やその保護者との対話の中で、家庭の状況や子どもの養育における課題を把握し、相談機関等必要な支援につなげる役割も担っています。

事業運営はNPO法人への委託により市内2か所で行っており、2018年度（平成30年度）の登録者数は合計46人となっています。

来所者は、食事の準備や片付け等の手伝いに参加することで簡単な家事を楽しみながら習得するとともに、宿題や自習に取り組むことにより学習を生活の中に取り入れることも少しずつ身に付けています。このような活動の中で他の来所者やスタッフ、ボランティアとコミュニケーションをとることが、他者との関わり方を学んでいく貴重な機会になっています。

また、季節を感じるができる行事の開催等により、さまざまな体験機会を提供しています。

第4章 地域における多様な居場所について

1 地域の縁側との連携について

(1) 地域の縁側の現状

地域の縁側とは、住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所として位置づけられており、2015年（平成27年）4月から事業がスタートしています。2020年（令和2年）1月現在の実施団体数は、「基本型」が24か所、「特定型」が7か所、「基幹型」が4か所で合計35団体が主体的に事業を展開しています。

ア 基本型

高齢者、障がい児者、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。気軽に相談ができ、支援が必要な場合には、適切な機関につながります。その中でも特に、湘南大庭地区において、小学生や中学生をはじめ、子育て中の親子等、誰もが交流できる場と安心できる居場所をめざして取り組んでいる2か所の地域の縁側を紹介します。

(ア) たきのさわパラダイス

1日あたりコーディネーターが1人、サポーターが2人の計3人体制で運営を行っており、全体で30人程度のスタッフが交代で従事しています。

特色としては、参加する世代間が広く、未就学児・児童生徒から、子どもの保護者、高齢者の方々まで幅広い年齢層と交流がある点が挙げられますが、その中でも利用者の多くは、近隣の滝の沢小・中学校の生徒が中心となっています。

実施場所	遠藤701-10（滝の沢市民の家内）
実施日	毎週水曜・木曜・金曜 / 2015年（平成27年）10月～
実施時間	・午後1時～5時（4月～9月） ・午後1時～4時30分（10月～3月）

(イ) こまよせランド

子どもと地域の大人をつなぐ居場所として、30人程の運営スタッフが交代で従事しています。日々の活動の他に、学校の夏休み等長期休み前に年3回イベントを実施しており、その際は近隣の県立藤沢西高等学校コーラス部の生徒が手伝う等、地域の協力を得ながら運営していることが特徴として挙げられます。利用者については、敷地が隣接する駒寄小学校の生徒が中心となっており、主に低学年が多い傾向にあります。

実施場所	大庭5527-4 (駒寄市民の家内)
実施日	火曜・水曜・木曜 / 2017年(平成29年)10月～
実施時間	・午後1時～5時(4月～9月) ・午後1時～4時30分(10月～3月)

イ 特定型

基本型の要件には合致しないものの、趣旨が同じく交流できる居場所であり、高齢者の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロン等、特定の利用者の誰もが自由に集え、交流できる居場所です。

ウ 基幹型

高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するために、様々な事業主体による多様な取組のコーディネート業務を担う「生活支援コーディネーター」が配置されています。

(2) 主な支援内容

ア 補助金の交付

藤沢市から「基本型」実施団体に以下(ア)～(ウ)の補助金を交付しています。

- (ア) 施設改修費・・・30万円を上限に、必要に応じて補助
- (イ) 備品購入費・・・15万円を上限に、必要に応じて補助

※上記の補助を受けた場合は、翌年4月1日を起算日として、以後5年間は同様の補助は受けられません。

(ウ) 運営費・・・基本型 15万～53万円 / 特定型 7万～14万円

※年間の開設日数に応じて補助。原則として、人件費を除く、ボランティアの費用弁償、施設利用料、光熱水費等が対象。

イ 相談機能の支援

藤沢市及び藤沢市社会福祉協議会の各種専門職や相談窓口による相談支援等を行っています。

(ア) 研修会等による相談スタッフの資質向上

(イ) 相談スタッフから相談、アドバイス

(ウ) 出張相談

(エ) 相談者（利用者）への個別対応

(オ) 子どもから高齢者、障がい者等の相談機関とのネットワークづくり

ウ ボランティアポイント制度

地域の縁側については、運営団体が別途申請をすることにより、次のボランティアポイントの対象施設になります。また、活動を実施した翌年度の4月1日から5月末までに活動した本人が、市に転換申出書を提出することで、累積ポイントが（上限50ポイント）支援金へ転換（換金）できます。

(ア) いきいきパートナー事業

いきいきパートナー事業に参加登録された藤沢市内に住所を有する65歳以上の方がボランティア活動（利用者との話し相手や散歩の補助、レクリエーション支援等）を行った場合に、1日につき1ポイント（100円）が付与されます。

(イ) 地域の縁側ポイント事業

藤沢市内に住所を有する65歳未満の方が、地域の縁側でボランティア活動として活動や運営を支援していただいた場合、「いきいきパートナー事業」と同じ考えのもと、1日につき1ポイント（100円）が付与されます。

エ 施設賠償保険

地域の縁側で活動する運営スタッフが、ボランティア活動を安心して行えるよう、藤沢市が施設賠償保険に加入しています。

オ 広報活動

地域の縁側での活動やイベントの実施等については、広報ふじさわ、藤沢市及び藤沢市社会福祉協議会のホームページ等を活用し、周知案内をしています。

(3) 地域の縁側の課題

各地域で実施している地域の縁側事業は、必ずしも子どもたちの居場所づくりを目的に開設しているものではなく、それぞれ地域住民等が中心となって地域が抱える課題を共有し、話し合いを積み重ねる中で、居場所づくりに賛同する仲間づくりから始まっており、活動内容やターゲットとする対象者も様々です。

その中でも、湘南大庭地区にある「たきのさわパラダイス」や「こまよせランド」では、主に乳幼児を抱える親子や小学校の低学年層の利用が中心となっている現状があります。これは、小学校の高学年以降になると習い事に行く子どもが増える傾向があり、低学年の利用が多いことが挙げられます。また、いずれも公的施設である「市民の家」を活用していることから、親子をはじめとする家庭の中で、安心・安全な居場所として認識され、徐々に子どもの居場所としても地域に定着してきていること等が考えられます。

このように、子どもの居場所づくりにつながっている地域の縁側に加え、今後他地域において、子どもたちを対象とした行事や事業を広げていくことは、地域コミュニティの活性化だけでなく、世代間交流にも大きく役立ちます。

しかしながら、運営する団体が抱える課題には、「活動支援者の高齢化が進んでいることで体力的にも限界を感じている」「継続した活動には新たなボランティアスタッフ（支援者）につながる実効性のある取組が必要」「地域の中でどのように活動の輪を広げていくか」等、共通する多くの課題が挙げられており、行政側も一緒に手を携え、考えていく必要があります。

2 市民が主体の居場所事業との連携について

(1) 市民主体の居場所事業の現状

藤沢市では、「地域子どもの家」「児童館」等の施設に加え、放課後の余裕教室や校庭等を利用した「放課後子ども教室」を設置する等、1小学校区に1か所の子どもの居場所設置を積極的に進めています。

現在、「地域子どもの家」17館、「児童館」5館（6小学校区）、「放課後子ども教室」3校となっており、全35小学校区中26小学校区に子どもの居場所を設置しています。

一方、こうした既存施設の他、先に紹介した「たきのさわパラダイス」や「こまよせランド」のように、地域住民等がその地域において独自に取り組を進めている子どもの居場所事業があります。これら地域独自の居場所事業には保護者からも注目が集まっており、事業内容についても地域の子育て世代の相談や交流、子どもたちの学習支援や遊びの提供等多岐に渡り、運営主体の工夫により充実が図られています。

また、様々な役割を担うようになっている居場所事業の中でも、食事の提供を行っている、いわゆる「子ども食堂」に対しては、藤沢市と藤沢市社会福祉協議会、JAさがみの3者が連携し、直売所で売れ残った野菜等を市内の子ども食堂の運営団体に無料で寄付をする「農福連携」の取組も行われています。

藤沢市青少年問題協議会の2015年度・2016年度（平成27年度・平成28年度）提言書（※41～42ページで後述）においては、こうした市民主体の居場所事業は、藤沢市の既存の子どもの居場所を補完し得る性質を十分に持ち、また同様の居場所としての役割を担うものと捉えられています。

(2) 今後の連携の方向性

ア ニーズの把握

藤沢市では、各地域において市民やNPO団体等が主体となって展開する「子どもの居場所事業」が広がりを見せています。不登校や孤食等、現在の子どもを取り巻く状況に合わせ、その活動内容も多岐に渡っています。

ひとり親家庭や保護者が就労している家庭、障がいのある子どもを持つ家庭等では、様々な課題を抱えており、そのニーズを把握し、事業者や支援者と情報共有を図ることによって、地域での居場所事業はさらにニーズに沿った展開をすることが

できるものと捉えています。

イ 居場所事業の情報提供

子どもの居場所事業を展開する団体は増加傾向にありますが、一方では、地域において実施される事業は全貌が見えにくい点も指摘されています。事業内容は子どもの学習・生活支援事業、子ども食堂、フリースクール等多岐に渡ることから、名称や活動内容、活動場所等を一か所にまとめたデータベースを構築する等、支援を必要とする子どもや保護者が必要な情報を手にとることができるような仕組みづくりが重要です。また、こうした情報を一元管理し、居場所事業の運営側との連絡調整を図る窓口を行政内に設置することについても、今後検討の必要があります。

他方、困っている子どもや事柄に対しては、その場所で支援ができない場合も想定されますので、ニーズに合った支援を提供できるよう専門機関や窓口との連携を図ることも必要です。

ウ 多面的な支援

市民主体の子どもの居場所事業の運営に対し、多面的な支援方法を検討することも重要です。行政から提示できる支援策については、運営資金の一部助成、活動場所の提供やあっせん、子どもを見守る人材の発掘と養成等運営力の強化、その他、子どもの居場所事業を応援する民間企業とのマッチングやコラボレーション等が挙げられます。また、子どもにとって必要な居場所に繋げるため、小学校等と連携した事業周知や、定期的に事業実施場所へ出向いてPR活動を行うこと等も有効な支援策と捉えています。

エ 安心できる居場所づくりに向けて

行政による子どもの居場所整備と合わせ、市民が主体となって進める子どもの居場所事業を定着させ発展させていくことは、地域における子どもの見守り活動の進展に大きく寄与すると言えます。見守る大人がいて安心して預けられる場所、放課後に一人でも気軽に立ち寄れる場所、そのような魅力のある子どもたちの居場所づくりを、官民の力を合わせて進めていきます。

3 藤沢市青少年問題協議会提言書

「子どもたちの豊かな放課後を支援する」～地域の大人が地域の子どもたちを育てる～（2015年度・2016年度（平成27年度・平成28年度））

（1）藤沢市青少年問題協議会の提言が出されるまでの経緯

ア 2014年（平成26年）7月

国において「放課後子ども総合プラン」が策定される。

イ 2014年（平成26年）8月

カイゼンふじさわにおいて、外部委員から「放課後児童の安全・安心な居場所の提供」について藤沢市の放課後児童に対する施策の評価を受ける。

ウ 2017年（平成29年）3月

上記を受け、藤沢市青少年問題協議会から、子どもの居場所を豊かにするため施策の展開について提言を受ける。

（2）藤沢市青少年問題協議会の提言概要

ア 子どもたちの放課後を豊かにするための基本的な考え方

（ア）これまで子どもの居場所未設置学区における取組は、まず施設整備や事業実施が必要と考えてきたが、子どもたちのための居場所づくりを地域の課題として捉え、それを解決するための取組が増えてきており、市としてもこの動きに応え、協力・連携を図るべきである。

（イ）既存の施設、事業においては、子どもたちが自由にのびのびと遊ぶ場の提供を中心に考えてきたが、これについても単なる場の提供にとどまらず、地域にいる人材の協力を得て子どもたちが参加・体験できる仕組みづくりが必要である。

イ 施策を展開するにあたっての考え方

（ア）これまでは、未設置学区への居場所の設置は市が施設整備や事業実施を行うという考え方で居場所づくりを進めてきたが、地域の取組として居場所が確保されている現状を踏まえ、市が地域と連携して市内の全ての小学校区における居場所の設置・確保に向けて取り組むこと。

- (イ) 居場所を考えるときには、多様なニーズに対応した居場所の提供に努めること。
- (ウ) 居場所は、安全・安心が確保されていることを前提として、単なる場の提供ではなく、子どもたちが主体的に参加できるような多様なプログラムが、地域の人材を活用することにより提供されることであること。
- (エ) 地域の人材等資源の活用にあたっては、居場所とこれら地域資源とをつなぐ役割を専属で担うコーディネーター等を配置すること。
- (オ) 居場所づくりの取組を円滑に行うことができるよう、市は関連する部局が横断的に連携して支援する体制を整えること。

藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

2020年（令和2年）3月

発行：藤沢市 子ども青少年部 青少年課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL：0466-25-1111（代表）